

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番地
共同ビル(茅場町駅前)三〇九号室
電話六九局〇五八二(専用)・〇五八一

準 備 書 面 (一)

原 告 株式会社早川書房
被 告 株式会社徳間書店

外 一 名

右当事者間の御庁昭和五六年(ワ)第四二一〇号事件について、被告株式
会社徳間書店は、左記のとおり陳述する。

昭和五六年一〇月二八日

右被告株式会社徳間書店訴訟代理人

弁 護 士 斎 藤



詳 箋 七 第 一 卷

東京地方裁判所

民事第二九部 御 中

記

原告の昭和五六年八月三一日付準備書面記載の事実につき、左の通り認否する。

なお、被告徳間書店の主張等は、次回に詳述する。

一、 第一、 釈明事項についての認否

(一)、 第一項の前段（出版契約日の誤記訂正）については不知。

同項後段についての発行部数、定価の訂正については認める。

(二)、 第二項の事実中

東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アミューズメントビル三号室
電話(三)五五二二六(五)

めて詳述するところ、被告徳間が文庫本を出版することがはつきりしてから、徳間の文庫本出版を妨害する意図をもつて急拠なされたものである。

三 (三)の主張のうち、原告と被告堀との間の出版権設定契約の存在は、いずれも否認する。

原告は、被告堀との出版契約が出版権設定契約だと自己に都合良く主張し、その根拠としては「出版界の慣行」だとしているが、そのような慣行は出版界には存在しない。原告はまた慣行の裏付として、訴外かんべむさし氏の「出版権消滅に関する通知」書を引用しているが、これは、契約内容及び権利関係をよく理解していない者の書面であつて、そのことは右通知書の内容を読んでみればすぐ判ることである。右通知書は、仮に出版権があつたとし

105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目一八番地
共同ビル(茅場町駅南口)三〇九号室
電話本六六局〇五八二(専用)・〇五八一

でもという、仮にが付されるものであり何ら根拠にならない。

(三)、 1 (一)の単行本の損害についての主張のうち、

「昭和五六年一月一四日、右単行本が第一回日本SF大賞の受賞作品となつた」とことは認める。

その余の事実、總て否認をいし不知。

なお、原告の主張は事実にもとづくものでなく、仮定の主張（「もし、重版された場合、一万部すべて販売可能であり、・・・」）であることに注意を要する。

この原告の主張は、第一回口頭弁論に於ける裁判官の釈明により、後から考え出されたもの（訴状の請求原因における主張と對比すれば明らか）である。

原告には、もともと単行本について重版の意思も企画もなかつ

昭和五

た（このことは、いわゆるSF大賞授賞後においても変らず）のである。被告側は、せつかくの授賞作でもあり、読者の要望に応えられないことはよくないことと考へ、原告に重版の意思のないことを確認のうえ、被告徳間と文庫本についての出版権設定契約を締結したものである（被告徳間も、その後の原告との接渉において、原告に重版の意思のないことを確認している）。

もし、原告に重版の意思があつたとすれば、「SF大賞」授賞を知つた後、直ちに準備にかゝり（授賞直後が最も売れる時期なので営業政策上も必ずそうしたはず）、昭和五六年一月末頃には重版され、本が書店に並べられたはずである。しかるに原告は、あえてそうしなかつたのであつて、この事実からも、原告に重版の意思がなかつたことは明らかである。

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目一八番
共同ビル(茅場町駅南口)三〇九号室
電話本九局〇五八二(専用)・〇五八一

更に、原告は、重版するかしないかは原告の腹一つで定められることを前提にして主張しているのであるが、それは誤りである。原告の単行本についての出版契約は、一回かぎりの出版許諾契約と解すべきであるから、(又、仮に原告主張のとおりそれが出版権設定契約だとしても、)著作者たる被告堀に重版の意思を伝え、著作権者の意向を尊重(著者校正を含めて)しなければならぬはずである。原告はそのようなことを一切していないのである。もし、被告堀と被告徳間との間の文庫本出版権設定契約前に原告から重版の意思が伝えられたならば、本件紛争は回避されたかも知れず、右徳間との契約後であれば、被告堀は重版を拒否したと考えられるのである。

更に附言するならば、原告が単行本を重版するかどうかは、原

告と被告堀との問題であつて、被告徳間の文庫本の出版とは、かわりないものである。けだし、被告徳間の文庫本の出版は、正当な権利行使（契約を結んだ以上出版せねばならぬ義務すら負っている）である一方、文庫版を出版したゆゑ単行本の出版ができなくなることは全くないからである（単行本と文庫本が同時に他社から出版されている例はいくらでもある）。

いずれにしても、この点における原告の主張はこじつけにすぎず、理由がない。

2

(二)の文庫本の横書についての主張のうち、

「本作品は第一回日本SF大賞受賞作品である」とことは認める。その余の事実は、総て否認ないし不知。

原告が文庫本を何部製作したか不明であるが、この本は再三著

105

東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタレオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番地
共同ビル(三層)前(三〇九号室)
電話六六九四〇五八二(専用)・〇五八一

作者たる被告欄から出版拒否の意思が伝えられていたにもかゝわらず、あえて著者校正もない不完全な本(出版社としての常識を欠く本)を急ぎ写真縮少版で製作したものであつて、もともとそのまゝでは出版できないものである。

また、原告が出版しなかつた理由は、被告徳間にあるのではなく(訴状請求原因第三項(六)の主張と参照)。後に詳述するとおり、事実全く逆であつて、原告は被告徳間の文庫本出版を妨害するため、あえて、著作者の再三の拒否にもかゝわらず不完全な本を急製製作するまでして被告徳間の出版時期に合わせて(ぶつけて)出版しようとしたのである(原告と被告徳間が円満解決のため交渉した昭和五六年二月の段階では原告は文庫本を全く製作してゐなかつた)。よつて、仮に原告に文庫本製作による損害があつた

としても、それは自ら負うべきものである。

原告の「重版による得べかりし利益の主張」については、被告徳間の行為は、出版権設定契約（しかも対抗力のある）にもとずく正当な権利行使であり、反対に原告には出版しうる何らの権限もないのであるから、何ら理由がない。

3

(三)の慰謝料についての主張のうち、

「早川は雑誌『SFマガジン』に堀見の作品を掲載し単行本を出版した」こと、かんべむさし氏より「出版権消滅に関する通知」が送付され」たこと、は認めるが、

その余の事実是否認ないし不知。

仮に原告のイメージが失墜したとしても、それは総て「身から出た錆」というべきである。

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目一八番地
共同ビル(宇都宮ビル)三〇九号室
電話本九局〇五八二(専用)・〇五八一

二 第二 二重契約が発生する背景についての認否

(一)、第一項については、被告堀の主張に対する反論であるので認否はひかえるが、次のことを附言する。

1 原告と出版許諾契約を結んだ著作者の話によると、原告は殆んど口頭で契約を結んでいたようである。しかしその実体は、多くの場合「出版してやる」という態度で、契約内容を明確にせず、自己の都合によるいわば一方的押しつけと、著作者側のしかたがないとのあきらかにり成立していたものである。

即ち原告は、出版するとの約束をしてもそれを勝手にやめてしまつたり、大幅に遅らせたりして、口頭であることを自己に都合よく利用していたのである。これを要するに、著作者との信頼関係という美名のもとに契約内容をあいまいにし、力関係を背景

として自己に都合よく振舞い、著作者の犠牲において勝手な行為をしてきたのであつて、かゝる原告の横暴に対し、多くの著作者は泣かされてきたのが実情である。

2 原告は(二)で、被告堀が出した内容証明郵便は、文庫本出版契約の存在を自白しているとして、昭和五六年二月一九日付内容証明郵便の一部を引用しているが、被告堀が原告へ宛てゝ出した内容証明郵便甲第一号証乃至甲第三号証を読めば、明らかに原告の右主張とは反対に、出版契約がないことがはつきりしているのである。この一事をもつてしても、原告の手前味噌的態度が窺えるのである。

3 原告(三)の主張は、出版社と作家との間では、出版契約(許諾契約、出版権設定契約を含めて)を締結する方法として、口頭でな

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八三三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番八号
共同ビル(東京証券取引所前)三〇九号室
電話本六九局〇五八二(専用)・〇五八一

す「出版界の商慣習」があるというのであろうか。もし、そのような主張だとすれば、事実と反する。出版界にはそのような商慣習はない。

そのことは、原告が自己の主張に都合のよい所として引用した例示だけからも明瞭である。これまでは契約書を作成しなかつたケースが多かつたとしても、それが契約書を作成しない商慣習にまで至っているとはとうてい考えられない。

(二)、第二項の事実中

1 (二)のうち、被告徳間が「堀晃をそそのかし、早川との契約が口頭契約であることを奇貨として出版を刊行した」とのことは否認する。

他の主張については、事情であるから、稿を改めて詳しく反論

する予定であるが、とりあえず次のことを指摘しておく。

(1)、原告は、単行本を文庫本として他社で出版することを非難しているが、この非難は社会の変化に目を瞑る時代錯誤的発想による単なる愚痴であつて、法的判断においては、何ら考慮に値しないものである。

いわゆる「文庫合戦」ということがあるのかどうかさだかではないが、仮にそのようなことがあつたとしても、それは、社会経済上の必然性（必要性）からそうなつていたのであつて、一つの社会現象の変化に他ならず、たゞいたずらに非難を繰り返すのみでは何の解決にもならないはずである。要は、その変化に即応した対応である。

しかして、文庫本のそれまでの常識を破つて、文庫本に「革

105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタレオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目一八番地
共同ビル(茅場町駅前)三〇九号室
電話六六九(五八二)(専用)・〇五八一

新、をもたらしいわゆる、文庫合戦、の火蓋を切つたのは、原告引用のとおり、角川商法といわれるものであり、それは昭和四六年のことであつて、昨日今日に始つたことではなく、すでに一〇年も前のことである。従つて、これまでに、かゝる出版界の変化に即応し対策を構ずる時間的ゆとりは充分あつたのである。

しかも、その対応策はめんどりでもむつかしいものでもなく、その氣になればたやすく出来るものである。それは、言うまでもなく、きちんと契約を交わし(契約書の作成を含めて)、場合によつては出版権設定登録をすることであつて、現代社会に於てはごくあたりまえのことをするだけのことである。その方法はずでに法的に整備用意されているのであつて、法はそりす

ることにより契約内容の不明瞭から生ずる争が生じないよう配慮しているのである。

いつまでも昔のことにこだわり、現状を憂えるのみで対応策を構じないはその人の自由であるが、そのことから生ずる結果は自分が負わなければならず、決して他を非難すべきでないこと、しごく当然なことである。

(ロ)、また原告は、「他社が手塩にかけた単行本を文庫本として引き抜くならば、……努力なしに甘い汁をすうことができる」等と不審当ともとれる主張をしているが、しかればなぜ引き抜かれ、なぜ甘い汁をすわれるのか、この点についても全く反省がみられないのは残念である。原告の論法には、手塩にかけて育てゝきたのだから作家を含めて、総て俺のもの、他が手をつ

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番地
共同ビル(茅場町駅前)三〇九号室
電話六九局〇五八二(専用)・〇五八一

けてはならぬ、的な考え方がひそんでいる。この考え方は、「作家編集をいわゆる、育てゝきた」のである。」という主張からも明らかであるが、この前近代的ともいべき考え方が現代においてそのまゝ通用するであろうか。原告は、いわゆる引き抜かれる原因を考えたことがないのであるか。引き抜かれるのは、作家との人的な信頼関係がないからである。原告は、いづまでも「俺がお前を育てゝやつたのだ」との考えを持ち、他方作家はその考えにうんざりし、原告から離れたいとの考えを持つようになつてゐるからである。よつて、引き抜かれる方にも原因があるのであつて、他のみを非難するのは誤りである。

2
(三)のうち、被告徳間が「ロイヤリティーを支払いたいと申し出をした」こと、ロイヤリティーを支払わなければ出版できないことを

知つていたこと、原告主張のロイヤリティーの法的性格、「違法を二重出版契約という事実を認め」たこと、はいずれも否認する。訴外小松左京が調停にのりだしたことは認めるが、その調停経過については否認。被告徳間は訴外小松左京を代理人に選任したことはない。

(イ)、被告徳間は、昭和五六年一月二九日、被告堀との間で文庫本についての出版権設定契約を締結（細部決定後の正式契約書の作成は二月一九日）して出版権を有しているのであるから、原告主張のロイヤリティーを支払う筋合は全くなく、よつて、出版権譲渡の対価としてのロイヤリティーを支払う旨の申し出をしたことはない。原告は、被告徳間があくまでも円満に事を解決したい一心から、和解金を支払うことで事が納まるなら払つても

105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目一八番地
共同ビル(芝公園事務所)三〇九号室
電話六六九局〇五八二(専用)・〇五八一

よいとの申し出(相当な譲歩である)を、わざと自己に都合よく曲解しているにすぎない。

(ロ)、訴外小松左京が、何とか円満に事を納めようと調停にのり出したことは事実であるが、調停の席上、まだ話し合がにつまづいていない段階で、原告はいきなり既にタイプしてきた協定書(甲第四号証)を提出し、これに印を押さなければ和解しないと高圧的にせまつた。それでも何とかと努力を重ねたが、原告のあまりの強引さに同訴外人もあきれはて、とうとう不調に終わったのである。従つて、何とかまとめようとして、交渉の過程において、個々の条項(内容の一部)につき妥協できるギリギリの線を出したかも知れないが、結果的に全体的にまとまらなかつたのであつて、総てが御破算になつたものである。



よつて、原告主張のごとく、この事實は認められた、あの事實は認められた、ということではない。それらの話し合は、罷てが調停が成立するならば、という前提条件がついての話し合の一過程にすぎず、原告の主張は、この点においても事實を折り曲げ自己に都合よく解釈しているのである。

(ハ)、原告は和解が成立しなかつたのは訴外毎日新聞が、すつば抜いた、^{一方的}からと主張するが、この点も事實に反する。事實は、原告の強圧的態度に立腹した訴外小松が、調停役を降りてしまつたので、原告は交渉のきつかけを失い困惑し、代理人を通して被告徳間の代理人と交渉を続けていたところ、当然のことながら一向に原告の思い通りに事が運ばなかつたので、報道関係者には漏さないとの約束に違反し、新聞記者の取材に応じ、自己

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタージュ八〇三号室
電話〇三、四二二、六〇五五（代）

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番地
共同ビル（茅場町駅前）三〇九号室
電話六九局〇五八二（専用）・〇五八一

の都合のよい内容の新聞発表をさせたのである。

そして一方的に本件訴訟を提起し、その後でその旨の通知を
してきたのである。

3

(四)の「登録制度」の実態の主張について

原告の主張は、

- ① 被告徳間が登録をしたことについての曲解、
 - ② 登録制度の利用状況についての学者の論文紹介、
 - ③ 登録制度についての立法論の紹介である。
- (1)、右のうち、①については後述するが、②、③についての原告

の主張は、本件においてはか・か・ど・違・い・ど・い・う・べ・き・で・あ・る・。本件
訴訟において、なぜ登録制度の利用状況とか立法論を論じなけ
ればならないのか。本件訴訟においては、あくまで本件にか・け

る事案にもとずく法の解釈適用が必要なのであつて、学者の利用状況の紹介とか立法論などが問題なのではない。

(ロ)、右①についてあるが、原告は、被告徳間が文庫本出版権設定契約について設定登録をしたことに関し、「徳間は過去出版した本に関して登録制度を利用せず、本件の場合急遽利用したもので、逆に背信的悪意者であることを自認するものである。」と主張する。

原告の右解釈は、そのような見方もあるものかと感心する程であるが、ひねくれ者のうがつた見方というほかはない。登録制度は第三者対抗要件であつて、同列の権利者が何人もいて争となり優劣をきめかねることを未然に防ぐための制度である。従つて、右のような争が生ずる可能性が高い時にこの制度を利用



〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目十八番
共同ビル(茅場町駅前)三〇九号室
電話六六九局〇五八二(専用)・〇五八一

用することは何らさしつかえないはずであつて、原告から「早川から提訴されることを予想して計画的に登録したにすぎない」と等と非難がましくいわれる筋合は全くないのである。

しかして、被告徳間が出版権設定登録をしたのは「早川から提訴されることを予想して」なしたのではなく、反対に、原告が被告堀の出版拒否にもかゝわらず、写真縮少版の文庫本を出版した場合(その恐れが多分にあつた)、直ちに飯処分により差し止めるためであつたのである。原告は、文庫本の出版権がないことを知りながら、また、被告堀からの再三に亘る出版拒否にもかゝわらず、被告徳間の出版を妨害する意図で、急遽著者校正のないまま、写真縮少版の文庫本を製作し、不法にも被告徳間の文庫本の出版にぶつけて出版しようとし、かつ、その

二 月 五
ことを明言して前記交渉を有利に導こうとしていた。そこで被告徳間は、徳間の出版権を防衛するため、また被告堀の著作人格権を擁護するため、右仮処分申請の用意をせまられたのであつて、その準備の一つとして登録申請をしたのが真実なのである。

よつて、被告徳間の出版権設定登録は何らやましいところなく、正当なものである。

以上